

第50回 定時株主総会 招集ご通知

平成26年4月1日～平成27年3月31日

開催日時

平成27年6月17日（水曜日）
午前10時

開催場所

大成ラミック株式会社 会議室
埼玉県白岡市下大崎873番地 1

（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご覧ください。）

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、平成27年6月16日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。



Contents

■ 第50回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類等	14
■ 個別計算書類等	20
■ 株主総会参考書類	26
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 退任監査役に対し退職慰 労金贈呈並びに取締役に対 する役員退職慰労金制度 廃止に伴う打切り支給の件	
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	
第7号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容決 定の件	

大成ラミック株式会社

証券コード：4994

証券コード 4994

平成27年6月1日

株 主 各 位

埼玉県白岡市下大崎873番地1

大成ラミック株式会社

代表取締役社長 木 村 義 成

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。平成27年6月16日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県白岡市下大崎873番地1
大成ラミック株式会社 会議室

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役7名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
- 第5号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第6号議案** 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. その他

本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、当社ホームページに掲載させていただきます。

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」の郵送をご希望の方は、当社総務人事部（0480-97-0224）までご連絡下さい。

株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.lamick.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループ（当社及び当社子会社）は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率の引き上げ及び円安に伴う物価上昇により、個人の実質所得が減少する一方で、政府の経済政策の効果を背景に輸出関連企業を中心とした業績及び雇用環境に改善が見られる等、経済全体としては緩やかな回復基調が見られました。

当軟包装資材業界におきましては、原油価格の高騰に伴う原材料価格の値上がりや円安進行に伴うエネルギーコストの上昇等から、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループのビジネスモデルである包装フィルムと液体充填機械を提供する体制のもと、販売面では液体充填機「DANGAN」シリーズ初のミドルレンジモデルとして「DANGAN ASTRON」を発売するとともに、国内外の食品及び化粧品業界等に対し、積極的な営業活動に取り組んでまいりました。また、生産面では作業改善及び内製化の推進により原価低減に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は205億9百万円、営業利益は12億2百万円、経常利益は12億59百万円、当期純利益は8億26百万円となりました。

部門別概況は次のとおりであります。

[包装フィルム部門]

国内市場においては、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長期化したものの、化粧品関連の販売促進用商品が好調に推移いたしました。また、海外市場においては、北米・韓国を中心とした食品関連商品が堅調に推移いたしました。

その結果、包装フィルム部門の売上高は189億27百万円となりました。

[包装機械部門]

国内市場においては、展示会への出展及び新規顧客の開拓等、積極的な営業活動に努めてまいりましたが、消費税率の引き上げに伴う反動の影響等により弱含みで推移いたしました。一方、海外市場においては、営業活動の強化が徐々に実を結び、北米・韓国を中心とした食品関連商品が好調に推移いたしました。

その結果、包装機械部門の売上高は15億81百万円となりました。

部門別売上高

部門名		金額	構成比
包装フィルム部門	液体充填用フィルム	14,008,466 千円	68.3 %
	ラミネート汎用品	3,843,223	18.7
	その他	1,075,963	5.3
	計	18,927,653	92.3
包装機械部門	包装機械	844,603	4.1
	周辺機器	406,251	2.0
	その他	330,594	1.6
	計	1,581,448	7.7
合計		20,509,101	100.0

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は5億10百万円であり、その主な内容は、生産体制の強化・合理化、品質体制の強化、基幹システムの開発等の設備投資に加え、太陽光発電設備への投資も実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、政府による経済政策等から輸出関連企業を中心に緩やかな回復基調にあるものの、個人の実質所得が減少していることや、原材料価格の変動も予断を許さない状況であることから、依然として先行きは不透明な状況であります。

このような状況のもと、包装フィルム部門につきましては、多様化する顧客のニーズに迅速かつ的確に対応することが重要であり、販売シェアの拡大、新規顧客の開拓、営業の深耕に努め、積極的な拡販を推し進めてまいります。

また、白岡第1～3工場では、最新の生産技術・設備の導入等により生産性の向上を図り、原材料価格の動向や環境問題への対応等、いかなる経営環境の変化にも迅速かつ効果的に対応できる経営体制の確立と、企業価値の向上に努めてまいります。

包装機械部門につきましては、開発から製造、販売、保守メンテナンスまでの全ての業務を自社で行い、お客様に対してより一層充実した技術・品質・サービスの向上を図るとともに、機械メーカーとしてお客様のニーズに応じた積極的な営業を目指してまいります。

また、当社グループのビジネスモデルである「フィルム・機械・オペレーション」を同時にサポートする事業展開をより強固にし、易開封等の新しい技術製品やS Eサービス等の付加価値の高い提案を行い、信頼されるビジネスパートナーとして業界をリードするとともに、次世代の包装フィルムや液体充填機械等の将来の事業基盤強化に向けた研究開発や新規事業の創出に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第47期 平成24年3月期	第48期 平成25年3月期	第49期 平成26年3月期	第50期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高	19,372,375	18,936,766	20,004,555	20,509,101
経常利益	1,994,533	1,806,623	1,512,740	1,259,869
当期純利益	1,102,026	1,082,970	959,517	826,955
1株当たり当期純利益	177円50銭	174円43銭	154円55銭	133円20銭
総資産	18,877,966	21,294,575	23,669,587	23,985,058
純資産	12,023,506	12,689,975	13,221,733	13,756,825

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社グループは、第50期より連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度以前の数値については、単体の内容を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社グリーンパックス	20,000千円	100.0%	運送及び保管業務
Taisei Lamick USA, Inc.	1,500千米ドル	100.0%	包装フィルムの販売並びに液体充填機械の販売及び保守

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループの主な事業は、軟包装用プラスチックフィルム及び液体充填機械の開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

- ① 当社

本社・白岡第1工場	埼玉県白岡市
白岡第2工場	埼玉県白岡市
白岡第3工場	埼玉県白岡市
製版工場	埼玉県白岡市
製袋工場	埼玉県白岡市
札幌営業所	北海道札幌市中央区
盛岡営業所	岩手県盛岡市
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
大阪支店	大阪府大阪府中央区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
新潟事業所	新潟県見附市

- ② 子会社

国内子会社

株式会社グリーンパックス 埼玉県白岡市

在外子会社

Taisei Lamick USA, Inc. アメリカ合衆国イリノイ州

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数

488 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員71名）は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
3. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433 名	+ 8 名	35.8 歳	11.1 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員（期中平均雇用人員63名）は含んでおりません。
2. 臨時従業員には、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,155,100 千円
三井住友信託銀行株式会社	1,836,100
株式会社武蔵野銀行	442,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,208,188株（自己株式91,812株を除く）
- (3) 株主数 20,155名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 タ イ パ ッ ク	569 千株	9.2 %
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS	255	4.1
CLEARSTREAM BANKING S. A.	250	4.0
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	191	3.1
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	187	3.0
木 村 義 成	177	2.9
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	135	2.2
大 成 ラ ミ ッ ク 従 業 員 持 株 会	112	1.8
大 成 ラ ミ ッ ク 取 引 先 持 株 会	105	1.7
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	102	1.6

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（91,812株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木村 義成	代表取締役社長	株式会社タイパック代表取締役社長
古村 博	常務取締役	
山口 政春	常務取締役	
富田 一郎	取締役生産本部長	
長谷部 正	取締役管理本部長	
山本 忠義	取締役	
宮下 進	取締役	
村山 淳司	常勤監査役	
平間 良一	監査役	平間良一税理士事務所所長
長谷川 正春	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役山本忠義、宮下進の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平間良一、長谷川正春の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役山本忠義、宮下進、監査役長谷川正春の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役平間良一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役平間良一氏は、当社代表取締役社長木村義成氏の三親等以内の親族（叔母の配偶者）であります。
6. 監査役長谷川正春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 平成26年6月18日開催の第49回定時株主総会において、新たに宮下進氏が取締役に選任され就任いたしました。
8. 取締役千把勝一氏は、平成26年6月30日をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名 136,400千円 (うち社外取締役2名5,400千円)
 監査役3名 13,900千円 (うち社外監査役2名4,000千円)

- (注) 1. 平成7年7月18日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬額を、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとして年額1億50百万円以内、監査役の報酬額を年額30百万円以内としてご承認をいただいております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に繰入した役員賞与引当金29,000千円(取締役7名28,400千円、監査役1名600千円)、役員退職慰労引当金2,700千円(取締役5名2,400千円、監査役1名300千円)が含まれております。
3. 当事業年度末現在の取締役の人員は7名、監査役の人員は3名であります。
4. 第50回定時株主総会にて、退任監査役1名に対する退職慰労金贈呈について決議予定があり、その支給予定額は1,592千円であります。支給予定金額には、当事業年度までの事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額1,150千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
 監査役平間良一氏は、平間良一税理士事務所の所長を兼任しておりますが、同事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席及び発言状況
取締役	山本忠義	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
取締役	宮下進	就任後開催の取締役会には、8回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	平間良一	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	長谷川正春	当事業年度開催の取締役会には、11回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

27,500千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しておりません。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会からの請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、社内規定に定める文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透及び達成に向けて、各事業部門が実施すべき具体的な目標を計画するとともに、担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行を行うものとする。その結果を定期的に取締役会に報告し、効率化を阻害する要因を排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築するものとする。
- ④ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長が、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを、繰り返し役員に伝え徹底するとともに、全社横断的なコンプライアンス体制を構築するため統括責任者に管理本部担当取締役、部門責任者に各部門長を任命し、法令違反の疑義、問題点の把握に努めるものとする。
この他に、報告・通報等によりコンプライアンス上の問題を発見した場合は、コンプライアンス統括責任者を中心とした対策チームを設置、その内容の調査、再発防止策を協議のうえ、取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び企業集団内における子会社の事業に関して、それぞれ責任を負う取締役が、法令遵守の体制を構築するとともに、効率性向上のための施策を実施するものとする。
この他に、当社内部監査室が企業集団全体の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス統括責任者へ報告、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制
内部監査室は監査業務を支援するため、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告するものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より、監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制
取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会に対して、内部監査等において業務執行取締役及び重要な使用人からヒヤリングを実施し、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「基本行動指針」に定め、全社員に周知している。また、反社会的勢力排除に関する対応部署を定めるとともに、外部専門機関や地域企業と連携し情報収集に努め、当社が反社会的勢力から何らかの要求を受けた場合は、顧問弁護士と緊密な連携をとり対処するものとする。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,226,038	流 動 負 債	6,041,972
現金及び預金	5,560,553	買掛金	3,249,050
受取手形及び売掛金	5,335,394	1年内返済予定の長期借入金	1,011,696
商品及び製品	1,416,800	リース債務	61,906
仕掛品	464,359	未払金	505,946
原材料及び貯蔵品	163,716	未払法人税等	186,436
繰延税金資産	163,482	未払消費税等	356,984
その他	121,731	賞与引当金	329,720
固 定 資 産	10,759,019	役員賞与引当金	29,000
有 形 固 定 資 産	9,669,309	株主優待引当金	69,618
建物及び構築物	3,994,583	その他	241,613
機械装置及び運搬具	1,767,166	固 定 負 債	4,186,260
工具、器具及び備品	246,635	長期借入金	3,421,786
土地	3,459,282	リース債務	136,956
リース資産	187,994	退職給付に係る負債	590,364
その他	13,648	役員退職慰労引当金	36,991
無 形 固 定 資 産	364,848	その他	161
ソフトウェア	275,369	負 債 合 計	10,228,232
その他	89,478	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	724,862	株 主 資 本	13,614,625
投資有価証券	342,454	資 本 金	2,408,600
退職給付に係る資産	196,482	資 本 剰 余 金	2,896,075
繰延税金資産	125,920	利 益 剰 余 金	8,519,836
その他	70,737	自 己 株 式	△209,886
貸倒引当金	△10,732	その他の包括利益累計額	142,200
資 産 合 計	23,985,058	その他有価証券評価差額金	79,692
		為替換算調整勘定	22,971
		退職給付に係る調整累計額	39,536
		純 資 産 合 計	13,756,825
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,985,058

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		20,509,101
売 上 原 価			16,269,050
売 上 総 利 益			4,240,051
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,037,342
営 業 利 益			1,202,708
営 業 外 収 益			86,535
受 取 利 息		3,727	
受 取 配 当 金		5,065	
物 品 売 却 益		16,905	
為 替 差 益		44,775	
そ の 他		16,061	
営 業 外 費 用			29,375
支 払 利 息		16,440	
売 上 割 引		1,619	
そ の 他		11,315	
経 常 利 益			1,259,869
特 別 利 益			449
固 定 資 産 売 却 益		449	
特 別 損 失			16,177
固 定 資 産 除 却 損		14,939	
リ ー ス 解 約 損		1,238	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,244,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			431,394
法 人 税 等 調 整 額			△14,208
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			826,955
少 数 株 主 利 益			—
当 期 純 利 益			826,955

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,408,600	2,896,075	8,143,089	△209,557	13,238,207
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△15,628		△15,628
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,408,600	2,896,075	8,127,460	△209,557	13,222,578
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△434,580		△434,580
当 期 純 利 益			826,955		826,955
自 己 株 式 の 取 得				△328	△328
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	392,375	△328	392,046
当 期 末 残 高	2,408,600	2,896,075	8,519,836	△209,886	13,614,625

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	11,479	253	38,572	50,305	13,288,513
会計方針の変更による 累積的影響額				－	△15,628
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	11,479	253	38,572	50,305	13,272,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				－	△434,580
当 期 純 利 益				－	826,955
自 己 株 式 の 取 得				－	△328
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	68,212	22,718	963	91,894	91,894
当 期 変 動 額 合 計	68,212	22,718	963	91,894	483,941
当 期 末 残 高	79,692	22,971	39,536	142,200	13,756,825

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 貴 雄 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 正 美 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大成ラミック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成ラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

大成ラミック株式会社 監査役会

常勤監査役 村山 淳 司 ㊞

社外監査役 平間 良 一 ㊞

社外監査役 長谷川 正 春 ㊞

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目				金 額	科 目				金 額
資 産 の				部	負 債 の				部
流 動 資 産				12,956,328	流 動 負 債				5,992,370
現金及び預	金	取	手	5,190,908	買掛	金		3,248,649	
現受				1,129,614	1年内返済予定の長期借入	金		1,011,696	
売取				4,380,012	リース債	金		61,906	
掛				1,350,253	未払	金		540,035	
製仕				464,359	未払法人税等	金		174,823	
材				163,358	未払消費税	金		341,410	
前払				69,285	預賞	金		20,139	
繰延				145,990	役員賞与	引当金		309,000	
そ				62,545	株主優待	引当金		29,000	
固 定 資 産				10,777,441	固 定 負 債				
有 形 固 定 資 産				9,612,326	長 期 借 入 債				4,146,918
建物				3,498,153	長期借入債	金		3,421,786	
構築物				492,366	リース債	金		136,956	
機械及び装置				1,671,937	退職給付引当金			551,022	
車両運搬具				70,366	役員退職慰労引当金			36,991	
工具器具及び備品				218,578	負債合計			161	
土地				3,459,282	純 資 産 の 部				
建物				187,994	株 主 資 本				
建設仮勘定				13,648	資 本 金				
無 形 固 定 資 産				362,915	資 本 剰 余 金 備 金				
借地権				78,787	利 益 剰 余 金 備 金				
商標				656	利 益 剰 余 金 備 金				
ソフトウエア				273,436	利 益 剰 余 金 備 金				
ソフトウェア				453	利 益 剰 余 金 備 金				
電話加入権				5,668	利 益 剰 余 金 備 金				
その他の資産				3,911	利 益 剰 余 金 備 金				
投 資 そ の 他 の 資 産				802,199	株 主 資 本				
投資関係				342,454	資 本 剰 余 金 備 金				
関係会社				164,676	利 益 剰 余 金 備 金				
従業員に対する長期貸付				1,833	利 益 剰 余 金 備 金				
長期前払費用				2,733	利 益 剰 余 金 備 金				
前払年金				2,055	利 益 剰 余 金 備 金				
繰延税金				124,837	利 益 剰 余 金 備 金				
倒引当金				118,999	利 益 剰 余 金 備 金				
その他の資産				55,341	利 益 剰 余 金 備 金				
資 産 合 計				23,733,769	自 己 株 式 評 価 差 額 等				
					純 資 産 合 計				
					負 債 及 び 純 資 産 合 計				
					23,733,769				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,322,813
売 上 原 価	16,210,025
売 上 総 利 益	4,112,787
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,976,452
営 業 利 益	1,136,334
営 業 外 収 益	87,359
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,722
為 替 差 益	45,826
そ の 他 の 収 益	33,810
営 業 外 費 用	28,909
支 払 利 息	16,259
売 上 割 引	1,619
そ の 他 の 費 用	11,031
経 常 利 益	1,194,784
特 別 損 失	16,096
固 定 資 産 除 却 損	14,858
リ ー ス 解 約 損	1,238
税 引 前 当 期 純 利 益	1,178,688
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	413,059
法 人 税 等 調 整 額	10,556
当 期 純 利 益	755,072

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金
当 期 首 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	11,795	2,324	7,126	15,311
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,408,600	2,896,075	165,000	11,795	2,324	7,126	15,311
当 期 変 動 額							
買換資産圧縮積立金の取崩				△822			
買換資産圧縮積立金の積立				546			
特別償却準備金の取崩					△1,973		
特別償却準備金の積立					13,588		
圧縮記帳積立金の取崩						△1,366	
圧縮記帳積立金の積立						278	
土地圧縮積立金の積立							776
剰余金の配当							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△275	11,614	△1,087	776
当 期 末 残 高	2,408,600	2,896,075	165,000	11,520	13,939	6,038	16,087

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,660,000	4,253,577	△209,557	13,210,253	11,479	13,221,733
会計方針の変更による累積的影響額		△15,628		△15,628		△15,628
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,660,000	4,237,948	△209,557	13,194,624	11,479	13,206,104
当 期 変 動 額						
買換資産圧縮積立金の取崩		822		—		—
買換資産圧縮積立金の積立		△546		—		—
特別償却準備金の取崩		1,973		—		—
特別償却準備金の積立		△13,588		—		—
圧縮記帳積立金の取崩		1,366		—		—
圧縮記帳積立金の積立		△278		—		—
土地圧縮積立金の積立		△776		—		—
剰 余 金 の 配 当		△434,580		△434,580		△434,580
当 期 純 利 益		755,072		755,072		755,072
自己株式の取得			△328	△328		△328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					68,212	68,212
当 期 変 動 額 合 計	—	309,464	△328	320,163	68,212	388,376
当 期 末 残 高	3,660,000	4,547,413	△209,886	13,514,788	79,692	13,594,480

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

大成ラミック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 永 貴 雄[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 正 美[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成ラミック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

大成ラミック株式会社 監査役会

常勤監査役 村山 淳 司 ㊟
社外監査役 平 間 良 一 ㊟
社外監査役 長 谷 川 正 春 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき、第50期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金37円 総額229,702,956円
(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであり、これに伴い任期調整の規定を削除するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第26条第2項(取締役の責任免除)及び第34条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第26条第2項の変更ににつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第34条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	木村 義成 (昭和28年9月22日生)	平成2年7月 当社取締役製版部長 平成5年7月 同常務取締役工場長 平成7年7月 同専務取締役包装フィルム本部長 平成12年6月 同専務取締役生産本部長 平成14年6月 同専務取締役管理本部長 平成17年3月 株式会社タイパック代表取締役社長 現在に至る 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	177,700株
2	古村 博 (昭和30年8月19日生)	平成7年7月 当社取締役包装フィルム本部第2営業部長 平成12年6月 同取締役営業本部副本部長 平成19年6月 同取締役営業本部長 平成22年10月 同常務取締役 現在に至る	9,100株
3	山 政春 (昭和33年7月11日生)	平成9年7月 当社取締役包装フィルム本部工場長 平成12年6月 同取締役生産本部副本部長 平成14年6月 同取締役生産本部長 平成21年6月 同取締役機械・開発本部長 平成23年4月 Taisei Lamick USA, Inc.代表取締役社長 平成23年6月 当社常務取締役 現在に至る	8,100株
4	富田 一郎 (昭和44年6月21日生)	平成14年4月 当社生産本部工場長 平成19年4月 同管理本部財務部長代理 平成20年4月 同管理本部財務部長 平成21年6月 同取締役生産本部長 現在に至る	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	は せ べ ただし 長 谷 部 正 (昭和40年5月10日生)	平成18年4月 当社生産本部プロセスセクターセクター長 (部長代理) 平成19年7月 同生産本部生産統括部長代理 平成21年6月 同執行役員管理本部財務部長兼情報システム室長 平成21年6月 株式会社グリーンパックス代表取締役社長 平成22年6月 当社執行役員管理本部副本部長 平成23年6月 同取締役管理本部部長 現在に至る	1,900株
6	やま もと ただ よし 山 本 忠 義 (昭和19年6月10日生)	昭和38年4月 三菱油化株式会社(現 三菱化学株式会社)入社 平成14年7月 三菱化学エンジニアリング株式会社理事 平成15年7月 同取締役 平成16年7月 同常務取締役CSO 平成19年6月 同社友 平成21年6月 当社取締役 現在に至る	一株
7	みや した すずむ 宮 下 進 (昭和23年3月4日生)	昭和47年4月 東洋インキ製造株式会社(現 東洋インキSCホールディングス株式会社)入社 平成12年1月 TOYO INK EUROPE S.A.S.代表取締役社長 平成17年1月 HANIL TOYO CO.,LTD.代表取締役社長 平成19年3月 東洋モートン株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本忠義、宮下進の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は山本忠義、宮下進の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山本忠義氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、宮下進氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
山本忠義氏につきましては、三菱化学エンジニアリング株式会社の取締役を歴任し、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の社外取締役にふさわしいと判断して社外取締役選任をお願いするものであります。

宮下進氏につきましては、長年にわたり複数の会社にて代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役選任をお願いするものであります。

- 当社は、山本忠義、宮下進の両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役村山淳司氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
鈴木道孝 (昭和25年10月13日生)	昭和51年4月 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年10月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）新宿新都心支店副支店長 平成14年11月 同行ムンバイ支店長 平成16年10月 シロキ工業株式会社へ転籍 平成17年2月 SHIROKI North America, Inc. 副社長 平成19年6月 同社社長 平成24年10月 シロキ工業株式会社特別顧問 平成26年3月 同社退職 現在に至る	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木道孝氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
鈴木道孝氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査役にふさわしいと判断して社外監査役選任をお願いするものであります。
4. 本総会において第4号議案が原案のとおり承認可決され、鈴木道孝氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき法令が規定する額を責任限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 鈴木道孝氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される村山淳司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準により相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、平成27年5月11日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役のうち、木村義成、古村博、山口政春、富田一郎、長谷部正の5氏に対し、本総会終結の時までのそれぞれの就任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において打切り支給いたしたくご承認をお願いするものであります。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
村山 淳司	平成23年6月 当社常勤監査役 現在に至る

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
木村 義成	平成2年7月 当社取締役 平成5年7月 同常務取締役 平成7年7月 同専務取締役 平成19年6月 同代表取締役社長 現在に至る
古村 博	平成7年7月 当社取締役 平成22年10月 同常務取締役 現在に至る
山 口 政 春	平成9年7月 当社取締役 平成23年6月 同常務取締役 現在に至る
富 田 一 郎	平成21年6月 当社取締役 現在に至る
長 谷 部 正	平成23年6月 当社取締役 現在に至る

(注) 監査役につきましては打切り支給となる対象者はありません。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成7年7月18日開催の第30回定時株主総会において年額150百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、役員退職慰労金制度の廃止及び取締役の責務の増大等、諸般の事情を考慮して、報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本総会にて第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、これまで「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成されておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、退職慰労金制度を廃止するとともに、本議案において、新たに取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることができるものと考えております。

本制度に係る取締役の報酬等の額及び内容については、第6号議案でご提案させていただき報酬限度額とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたします。

本制度における報酬等の額・内容等につきましては、下記2. のとおりであり、この範囲内で、取締役会において内容の詳細を決定させていただきたいと存じます。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認された場合は社外取締役を除く5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対する報酬として、当社が下記（2）を上限とする金員を拠出して設定した信託（以下、「本信託」といいます。）が取引所市場等を通じて当社株式を取得のうえ、当該株式を一定の要件を満たす取締役に対し、その役位、業績等に応じて交付する株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金員の上限

対象期間中における当社取締役の報酬等に関し、別途定める信託期間において、本制度に基づく当社取締役へ株式の交付を行うための株式取得資金として、54百万円を上限として本信託に拠出いたします。この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法

①取締役に對するポイントの付与

当社取締役会が定める役員株式交付規程に基づき、毎年所定の月（初回は平成28年6月とする。）に各取締役の交付株式数算定基礎額が決定されます。役位別に定める基準額に、当社の定める経営指標に関する数値目標に対する達成度で構成される業績連動係数を乗じて得た額を交付株数基礎額とし、さらに基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）をもって、当該取締役に對して交付するポイント数といたします。

②付与されたポイントの数に応じた株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、当社株式等の交付を受けます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記（4）の交付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（但し、本議案決議後、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います）。

(4) 取締役に對する株式交付

受益者要件を満たす当社の取締役が退任した場合（または死亡した場合）、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から上記（3）の方法により算定された数に相当する当社株式等の交付を行います（なお、信託契約の定めにより、株式の一部については信託内で換価して金銭で交付します）。

【ご参考】

本制度の詳細につきましては、平成27年5月11日付適時開示の「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬の導入に関するお知らせ」をご参照願います。

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場

大成ラミック株式会社 会議室

埼玉県白岡市下大崎873番地 1



交通のご案内

J R 宇都宮線 **白岡駅** 下車 白岡駅西口よりタクシーで7分
東北自動車道 久喜 I.C より さいたま久喜線をさいたま方面に10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。